青森市ふるさと応援寄附制度返礼品等募集要領（案）

１　目的

青森市ふるさと応援寄附制度を活用し、地域資源を活かした特産品の販路拡大や交流人口の拡大につながることを目的に、青森市へ寄附された方への本市の魅力をＰＲする返礼品を提供いただける法人、団体又は個人事業者（以下「提供事業者」という。）を募集する。

２　応募条件

（１）　提供事業者

提供事業者は、次の条件をすべて満たすものとする。

①各種法令等を遵守した生産・製造・販売及びサービスの提供を行っていること。

②本市に本店又は主たる事務所を有する事業者であること。ただし、本市内で生産された物品又は提供されるサービスを取り扱う市外の事業者については提供事業者として認める。

③国税及び地方税を滞納していないこと。

④代表者等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める暴力団又は暴力団員ではないこと。

⑤申請時以前に法令違反等不誠実な行為があった場合は、申請時において、事象が発生した日等から、別表に定める停止措置期間を経過していること。

⑥本市のアンテナショップ等での物品販売や情報発信に協力すること。

（２）　返礼品

返礼品は、次の条件をすべて満たすものとする。

①青森市の魅力を発信し、地域資源を活かした特産品の販路拡大や交流人口の拡大につながる要素をもつ商品等であること。

②ふるさと納税に係る総務省告示の基準等を満たしていること。

③品質が安定しており、申込に確実に対応できる在庫設定ができること。

④飲食物の場合は、産地名を適正に表示すること。また、５日以上の賞味期限等が保証されているものであること。

３　委託事業者との取引

（１）　返礼品提供事業者は、青森市ふるさと応援寄附制度の実施に係る業務全般（寄附受付、返礼品調達・発送、寄附者情報管理、問い合わせ対応等）を委託している事業者株式会社さとふる（以下「委託事業者」という。）と取引することとし、次の業務への対応が可能であること。ただし、対応が困難な場合は市と協議すること。

①返礼品及び提供事業者の登録手続き、返礼品の受注や集荷の連絡等、原則、電子メールでの対応

②委託事業者が運営するふるさと納税ポータルサイトの掲載基準に従った返礼品の登録

③ふるさと納税ポータルサイトへの掲載や青森市ふるさと応援寄附制度のＰＲのために必要とする返礼品の画像データの提供

④委託事業者が指定する配送業者による集荷・発送

（２）　返礼品の申込受付から発送、支払いまでの業務の流れについては、市が指定する別図返礼品の申込・発送・支払までの業務の流れに従うこと。

（３）　返礼品の代金は、委託事業者との契約に基づいて、委託事業者から提供事業者へ支払うものとする。

４　提供事業者の特典等

（１）　提供事業者は、市が利用するふるさと納税ポータルサイト「さとふる」等に、返礼品の画像、商品名、提供事業者名及び商品説明のほか、提供事業者の特徴を掲載できるものとする。

（２）　返礼品の発送に当たり、配送料が変わらない範囲において、自社の商品カタログやパンフレットを同梱して発送することができるものとする。

（３）　配送料や寄附申込時の決済手数料等経費は、本市で負担するものとする。

ただし、提供事業者の瑕疵による返礼品の再配送対応の場合の送料は、提供事業者が負担すること。

５　申請方法

（１）　提供事業者及び返礼品の登録及び変更を申請する場合は、次の申請書を市に提出すること。

①青森市ふるさと応援寄附制度 提供事業者新規登録（変更）申請書（様式第１号）

②青森市ふるさと応援寄附制度 返礼品新規登録（変更）申請書（様式第２号）

（２）　返礼品の取扱いを停止する場合は、青森市ふるさと応援寄附制度返礼品取扱停止申出書（様式第３号）を市に提出するとともに、委託事業者に対し、委託事業者が指定する方法で速やかに連絡すること。

６　返礼品の取扱い

（１）　返礼品の取扱決定、開始

①市は、本要領に基づき申請内容を審査し、返礼品を決定した場合は、提供事業者に対し、青森市ふるさと応援寄附制度返礼品取扱通知書（様式第４号）により通知するものとする。

②新規返礼品の取扱いは、年３回の定例入替（４月・８月・１２月）時に開始するものとする。

③季節商品など定例入替によることができない場合は、随時開始することができる。

（２）　返礼品取扱停止

市は、取扱開始となった返礼品が次のいずれかの要件に該当するときは、当該返礼品を取扱停止とするものとし、取扱停止を決定した場合は、提供事業者に対し、青森市ふるさと応援寄附制度返礼品取扱停止通知書（様式第５号）により通知するものとする。

ただし、宿泊券等のサービスの提供の場合は、有効期限内におけるサービスの撤退を行わないよう努め、万が一撤退する場合は寄附者に対し、誠実に対応すること。

①本要領２に定める条件に適合しなくなったとき。

②提供事業者から青森市ふるさと応援寄附制度返礼品取扱停止申出書（様式第１号）の提出があったとき。

③飲食物は定例入替時において、４か月を１期とし、２期連続で申込少数のとき。

７　提供事業者の取扱停止

（１）　市は、提供事業者が別表の要件に該当するときは、別表の規定により期間を定め、当該提供事業者を取扱停止するものとする。

取扱停止となる提供事業者に対しては、青森市ふるさと応援寄附制度返礼品提供事業者取扱停止通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（２）　取扱停止期間が終了し、取扱の再開を希望する提供事業者は、青森市ふるさと応援寄附制度提供事業者新規登録（変更）申請書（様式第１号）及び青森市ふるさと応援寄附制度返礼品新規登録（変更）申請書（様式第２号）を市へ提出すること。

（３）　本要領に定める募集条件に反する事実又は取扱停止措置要件に該当する事実が判明した場合は、本市へ速やかに書面（様式任意）で申し出ること。

８　実地調査等

（１）　市は、返礼品の提供の適正かつ確実な実施を確保するため、必要があると認めるときは、提供事業者に対して、返礼品に係る業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（２）　提供事業者は、（１）に規定する市が行う調査等に応じなければならない。

（３）　（１）及び（２）の規定にかかわらず、各種法令等に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

９　留意事項

（１）　提供事業者は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、寄附者等の個人情報を適正に取り扱うこと。

（２）　返礼品の品質等に関して、寄附者からの苦情等があった場合は、提供事業者の責任において真摯に対応し解決に努めるとともに、その内容については、本市及び委託事業者へ速やかに連絡すること。なお、品質に係るクレーム対応について、市は一切の責任を負わないものとする。

（３）　提供事業者は、ふるさと納税に係る総務省告示の基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること。

（４）　提供事業者が本要領に違反し、又は市に損害を与えた場合は、市は、当該提供事業者に対し、違約金及び損害賠償を請求することがある。

（５）　リーフレット、ホームページ等青森市ふるさと応援寄附制度に関する広報で紹介する返礼品は、寄附者からの申込状況や広報元の依頼に基づいて市が決定するものとする。

附 則

（実施期日）

この要領は、令和３年４月１日から実施する。

（実施期日）

この要領は、令和４年１１月２４日から実施する。

（実施期日）

この要領は、令和５年４月１日から実施する。

（実施期日）

この要領は、令和６年１０月１日から実施する。